

吉田町選挙管理委員会からのお知らせ

5月26日(日)は、

静岡県知事選挙 の投票日です。

告 示 日	令和6年5月9日(木)
選挙期日(投票日)	令和6年5月26日(日)
投 票 時 間	午前7時 ~ 午後8時

◆ 投票できる人

- 令和6年2月8日以前から吉田町に住所があり、選挙人名簿に登録されている18歳以上の人(平成18年5月27日以前に生まれた人)

【注意】 令和6年2月9日以後に吉田町に転入届をした人は、今回の静岡県知事選挙の選挙人名簿に登録されませんので、投票できません。

- 令和6年1月8日以後に吉田町から静岡県内の他の市町に転出し、引き続き静岡県内に住所がある人。ただし、転出してから4か月が過ぎると投票できません。

【注意】 投票するには、「引き続き静岡県の区域内に住所を有する旨の証明書」の提示又は「引き続き静岡県の区域内に住所を有すること」の確認が必要です。ただし、転出先の選挙人名簿に登載された場合は、転出先で投票することとなります。

◆ 投票所

投 票 区	投 票 所	投 票 で き る 人
第1投票区	中央公民館	住吉上、片岡の居住者
第2投票区	住吉小学校体育館	東村、森下、東浜、大浜の居住者
第3投票区	吉田町体育センター	西浜、山八、新田の居住者
第4投票区	川尻会館	川尻の居住者
第5投票区	自彊小学校体育館	神戸、大幡の居住者

※ ただし、投票日間際に転居(町内で住所を異動)された方につきましては、投票所入場券に記載された投票所において投票していただくこととなります。

◆ 投票所入場券の発送予定日

投票所入場券は、世帯分を1枚にまとめた圧着式封筒の入場券を郵送します。

投票の際には、封筒を開いてご自分の名前が記載された入場券を切り離してお持ちいただくと、投票をスムーズに行うことができます。

選挙の種類	発送予定日	備考
第21回静岡県知事選挙	5月7日(火)	5月14日(火)までに届く予定です。

※「投票所入場券」は選挙人の確認などの理由で発行しているもので、それがなければ投票できないというものではありません。また、万一「投票所入場券」を紛失したときは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

◆ 選挙運動期間

5月9日(木)～5月25日(土)

日本の未来をつくる
あなたの一票



◆ 公営ポスター掲示場

町内40か所に町選挙管理委員会が設置します。

◆ 選挙公報

静岡県知事選挙では、選挙公報が発行されます。

選挙公報は、5月15日(水)朝刊の新聞折込みで皆さんのお手元にお届けする予定です。新聞を購読していない場合は、次の場所で受領できます。

【町の施設】	吉田町役場1階、中央公民館、総合体育館、体育センター、中央児童館、学習ホール、保健センター、神戸西会館、図書館、北オアシスパーク健康福祉センター(はあとふる)、総合障害者自立支援施設(あつまりーナ)
【各自治会】	住吉会館、川尻会館、片岡会館、北区自彊館
【郵便局】	吉田郵便局、住吉郵便局
【金融機関等】	静岡銀行吉田支店、島田掛川信用金庫各支店(吉田、神戸)、ハイナン農協各支店(吉田、住吉)、しずおか焼津信用金庫吉田支店

◆ 不在者投票(次の人は、不在者投票をすることができます。)

【不在者投票期間 5月10日(金)～5月25日(土)】

○不在者投票施設に指定されている病院や施設等に入院又は入所されている人

不在者投票施設に指定されている病院や施設等に入院又は入所されている人は、その施設内で不在者投票をすることができます。不在者投票を希望される人は、お早めに施設長等にお申し出ください。

○仕事や用務等で町外に滞在中の方

滞在地の市区町村選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。郵便により投票用紙の交付等を行いますので、お早めに「宣誓書兼投票用紙等交付申請書」により町選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在地等の市区町村選挙管理委員会で投票してください。

◆ 期日前投票

投票日に、出張・旅行・入院・出産・歩行困難などの理由で投票所に向けない場合には、投票日前に投票する期日前投票制度をご利用ください。

また、感染症対策として投票日の混雑を避けるため、期日前投票をご利用ください。

期 間	5月10日（金）～5月25日（土） （期間中は土曜日・日曜日でも投票できます。）
時 間	8：30 ～ 20：00 （土曜日・日曜日も同様）
場 所	中央公民館（役場庁舎の北側）1階ホール 期日前投票所
持ち物	入場券（入場券がなくても投票できますが、受付手続に時間がかかります。）

※ 期日前投票をする際の駐車場は、役場の駐車場をご利用ください。

※ 期日前投票をする人は、「投票所入場券」の裏面に印刷されている「宣誓書兼投票用紙等交付申請書」に必要事項をあらかじめ記入した上で持参していただくと、スムーズに投票することができます。

投票所における対策

みなさまが安心して投票できるよう、期日前投票所や当日投票所では次のような感染症対策を実施します。

○選挙管理委員会が行う感染症対策

- ・投票所の入口等に消毒液を設置します。
- ・投票所内を定期的に換気します。
- ・使い捨て鉛筆を希望者にお渡しします。

※筆記用具の持ち込みを推奨しています。ご持参いただいた鉛筆やシャープペンシルを使用することができます。

○有権者の皆様にお願ひする感染症対策

- ・筆記用具の持ち込みを推奨します。
- ・当日投票所での混雑を避けるため、期日前投票を推奨します。

◆ 郵便投票制度

〈郵便投票をすることができる人〉

次の人は、選挙管理委員会の証明を受けると郵便による不在者投票ができます。希望される場合は、お早めに選挙管理委員会に申請してください。

- 身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に記載されている障害の程度が次のいずれかに該当し、自署することができる人
 - ・ 両下肢、体幹又は移動機能の障害・・・1級又は2級
 - ・ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害・・・1級又は3級
 - ・ 免疫又は肝臓の障害・・・1級から3級まで
- 戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で、戦傷病者手帳に記載されている障害の程度が次のいずれかに該当し、自署することができる人
 - ・ 両下肢若しくは体幹の障害・・・特別項症から第2項症まで
 - ・ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の障害・・・特別項症から第3項症まで
- 介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている人で、自署することができる人

※「郵便投票証明書」には有効期限があります。有効期限が経過している場合は、改めて申請する必要がありますので、ご注意ください。

〈代理記載制度〉

郵便投票をすることができる人のうち、自ら投票用紙に記載することができない人で、次の①又は②に該当する人は代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。なお、郵便投票の代理記載人になるためには、事前に申請が必要です。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている人で、手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級と記載されている人
- ② 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までと記載されている人

◎郵便投票制度を利用される場合は、お早めに手続をお願いします。

【郵便不在者投票の投票用紙等請求期限】

選挙の種類	請求期限
第21回静岡県知事選挙	5月22日（水） 17:00

※郵便投票制度、代理記載制度の詳細は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

○問合せ先 吉田町選挙管理委員会（吉田町住吉87番地 役場総務課内） Tel.33-2132

5月26日（日）は、静岡県知事選挙のため
日曜開庁は実施いたしません。